2 調 査 の 概 要

1 調査の目的及び沿革

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

今回の平成30年住宅・土地統計調査では、近年において多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅のストックのみならず、少子・高齢社会を支える居住環境、耐震性・防火性といった住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅、土地の有効利用状況を明らかにすることをねらいとしている。また、住環境対策として空き家対策の重要性は年々高まっていることから、空き家を含めた住生活の実態を把握することとした。

なお、住宅・土地統計調査は昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、平成30年調査はその15回目に当たる。

2 調査の根拠法令

平成30年住宅・土地統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、住宅・土地統計調査規則(昭和57年総理府令第41号)に基づいて実施した。

3 調査の時期

平成 30 年住宅・土地統計調査は、平成 30 年 10 月 1 日 (調査期日) 午前零時現在によって実施した。

4 調査の地域

平成30年住宅・土地統計調査は、全国の平成27年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成30年2月1日現在により設定した単位区のうち、約22万単位区(以下「調査単位区」という。)について調査した。

また、東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については抽出の対象から除外した。このため、集計した結果については、当該地域が含まれていない。

・全ての地域を除外

大熊町、双葉町

・一部の地域を除外

南相馬市、富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村

5 調査の対象

調査期日において、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯(1調査区当たり17住戸、計約370万住戸・世帯)を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員(家族を含む。)が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所

- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

6 調査事項

平成30年住宅・土地統計調査では、世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

〔調査票甲・乙〕

- (1) 世帯に関する事項
- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- 工 年間収入
- (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 子の住んでいる場所
- エ 現住居に入居した時期
- オ 前住居に関する事項
- (3) 住宅に関する事項
- ア 居住室の数及び広さ
- イ 所有関係に関する事項
- ウ 現住居の名義 <乙>
- エ 家賃又は間代等に関する事項
- 才 床面積
- 力 建築時期
- キ 設備に関する事項
- ク 住宅の建て替え等に関する事項
- ケ 増改築及び改修工事に関する事項
- コ 耐震に関する事項
- (4) 現住居の敷地に関する事項
- ア 敷地の所有関係に関する事項
- イ 所有地の名義 <乙>
- ウ 敷地面積
- エ 取得方法・取得時期等
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
- ア 所有関係に関する事項
- イ 利用に関する事項
- ウ 所在地 <乙>
- エ 建て方 <乙>
- オ 取得方法 <乙>
- カ 建築時期 <乙>
- キ 居住世帯のない期間 <乙>

- (6) 現住居以外の土地に関する事項
- ア 所有関係に関する事項
- イ 利用に関する事項 <乙>
- ウ 所在地 <乙>
- エ 面積に関する事項 <乙>
- オ 取得方法 <乙>
- カ 取得時期 <乙>

〔建物調査票〕

- (1) 住宅に関する事項
- ア 世帯の存在しない住宅の種別
- イ 種類
- (2) 建物に関する事項
- ア 建て方
- イ 構造
- ウ 腐朽・破損の有無
- エ 建物全体の階数
- オ 敷地に接している道路の幅員
- 力 建物内総住宅数
- キ 設備に関する事項

7 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣一都道府県知事一市町村長一指導員一調査員一調査世帯の流れにより実施した。

(2) 調査の方法

ア 住宅・土地統計調査員は、9月11日までに受持ち調査単位区内を巡回して調査対象の把握を行い、調査対象名簿及び単位区設定図を作成した上で、調査対象となった世帯に9月15日から20日までの間にインターネット回答用の調査書類を配布した。

その後,9月25日から30日にインターネットによる回答のなかった世帯を訪問し,調査票を配布した。10月上旬に調査票を配布した世帯を再度訪問して,調査票の取集と内容検査等の事務を行った。

また、調査への回答方法については、住宅・土地統計調査員への調査票の提出、インターネットによる回答(オンライン調査)、又は郵送による調査票の提出のいずれかによるものとした。

- イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布した。 調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で6対1となるように無作為に行った。
- ウ 調査票甲及び乙は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、 調査員が記入する欄については、住宅・土地統計調査員が世帯主等に質問するなどして記入 した。建物調査票は、居住世帯のない住宅の内訳や、建て方、構造などについて、住宅・土 地統計調査員が建物の外観等を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして調査し た。